

企業年金など

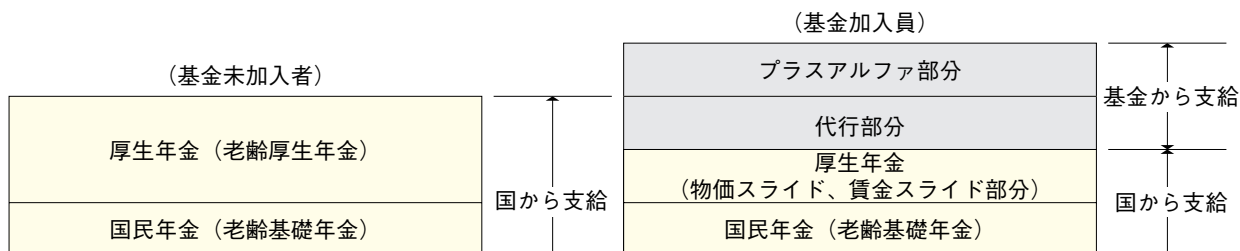
概要

企業年金などの概要

【厚生年金基金】

厚生年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて設立される特別の法人であり、老齢厚生年金の一部（物価スライドと賃金スライドを除いた部分）を代行し、これにさらに独自の上乗せ給付を行う。厚生年金基金の加入員と非加入員に支給される給付を比較すると図1のようになる。給付に必要な掛金は事業主から徴収され、事業主と加入員が負担する。厚生年金基金を設立している事業主は政府に対して代行給付に見合う厚生年金保険の保険料の納付を免除され、代行相当分を含め基金が支給する給付に要する掛金を基金に納付する。

図1 厚生年金基金の給付の仕組み



【確定給付企業年金】

労使が合意した年金規約に基づき、企業の事業主と信託会社・生命保険会社等が契約を結び母体企業の外で年金資産を管理・運用する規約型企業年金と、母体企業とは別の法人格を持った基金を設立した上で、基金において年金資産を管理・運用し、年金給付を行う（厚生年金の代行は行わない）基金型企業年金の二つの形態がある。

確定給付企業年金法は、以下のような受給権の保護のための規定が整備されている。

- ・積立義務：年金資産の積立基準を設定するとともに、財政再計算、財政検証や積立不足の解消の規定。
- ・受託者責任：事業主など企業年金の管理・運営に関わる者について、加入者等に対する責任及び行為準則を明確化。
- ・情報開示：事業主等は、業務の概況について加入者等への情報開示及び厚生労働大臣への報告義務。

厚生年金基金について、新たな確定給付企業年金への移行（代行返上）を認め、国への資産返上の際には、一定の条件の下に現物資産による返還が可能。

【確定拠出年金】

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、加入者自らが資産の運用を行い、その結果により給付額が決定される年金である。事業主がその従業員を対象として確定拠出型の企業年金を行う企業型年金と、国民年金基金連合会が実施する自営業者等や企業の従業員のうち企業年金のない者が加入できる個人型年金の二つの形態がある。

企業型年金の場合は事業主が、個人型年金の場合は加入者個人が拠出限度額の範囲内で掛金を拠出する。拠出された掛金は、加入者ごとに積み立てられ、その運用の指図は加入者自らが行う。給付の額は、掛金とその運用収益によって決まり、老齢給付金、障害給付金などの給付が支給される。また、加入者が転職又は退職した場合には、転職先企業の企業型年金または国民年金基金連合会の実施する個人型年金（転職先企業において企業型年金の制度がないとき）に年金資産の移換が行われ、いわゆるポータビリティが確保されている。

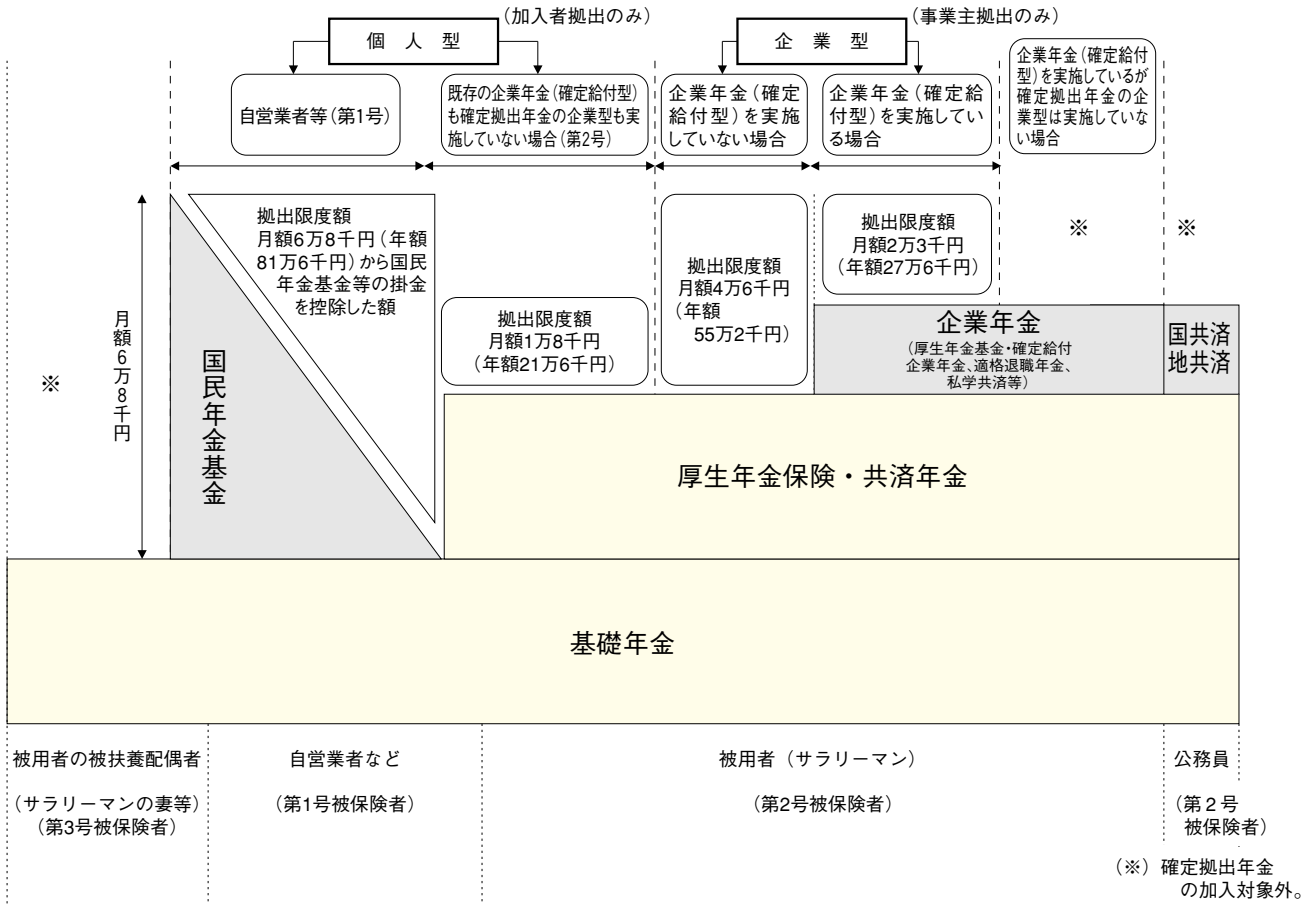
【適格退職年金】

企業の事業主が信託会社、生命保険会社などと締結した契約が一定の要件を満たすことについて国税庁長官の承認を得ることで、従業員に年金給付を行う制度として、昭和37（1962）年に創設された。平成14（2002）年に施行された確定給付企業年金法により、今後は新規の契約は認められず、既存の契約については10年以内に確定給付企業年金など他の制度への移行などの対応をとることとなる。

【国民年金基金】

自営業者などの老後の所得保障を厚くするための基礎年金に上乗せされる年金制度として、平成元（1989）年の法律改正により国民年金基金制度が整備され、平成3（1991）年4月から実施されている。国民年金基金に加入できる者は、国民年金の第1号被保険者であり、同じ都道府県に住所を有する者で組織し都道府県ごとに設立される地域型基金と、同種の事業または業務に従事する者で組織し全国を通じて1つ設立される職能型基金の2種類がある。

図2 確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



詳細データ① 厚生年金基金の基金数・加入員数等の推移

| 年度 | 基金数 | 加入員数(千人) | 資産(兆円) |
|--------------|-------|----------|--------|
| 2001(平成13)年度 | 1,737 | 10,871 | 57.0 |
| 2002(平成14)年度 | 1,656 | 10,386 | 51.2 |
| 2003(平成15)年度 | 1,357 | 8,351 | 48.6 |
| 2004(平成16)年度 | 838 | 6,152 | 36.8 |
| 2005(平成17)年度 | 687 | 5,310 | 37.3 |
| 2006(平成18)年度 | 658 | — | — |

資料：厚生労働省年金局調べ。

- (注) 1. 資産の評価方法は、時価。
2. 資産残高には企業年金連合会分を含む。

詳細データ② 確定給付企業年金の実施件数

| 年度 | 規約型 | 基金型 |
|--------------|-------|-----|
| 2002(平成14)年度 | 15 | 0 |
| 2003(平成15)年度 | 164 | 152 |
| 2004(平成16)年度 | 478 | 514 |
| 2005(平成17)年度 | 833 | 597 |
| 2006(平成18)年度 | 1,338 | 606 |

資料：厚生労働省年金局調べ。

(注) 確定給付企業年金法は平成14年4月から施行。

③ 詳細データ 確定拠出年金の規約承認数・加入者数の推移

| 年度 | 企業型承認件数 | 企業型加入者数(千人) | 個人型加入者数(人) |
|--------------|---------|-------------|------------|
| 2001(平成13)年度 | 70 | 88 | 443 |
| 2002(平成14)年度 | 361 | 325 | 13,995 |
| 2003(平成15)年度 | 845 | 708 | 28,225 |
| 2004(平成16)年度 | 1,402 | 1,255 | 46,066 |
| 2005(平成17)年度 | 1,866 | 1,733 | 63,303 |
| 2006(平成18)年度 | 2,313 | 2,187 | 80,081 |

資料：厚生労働省年金局調べ。

(注) 確定拠出年金法は平成13年10月から施行。また、確定拠出年金の個人型については平成14年1月から実施。

④ 詳細データ 適格退職年金の契約数・加入員数等の推移

| 年度 | 契約数 | 加入員数(千人) | 資産(兆円) |
|--------------|--------|----------|--------|
| 2001(平成13)年度 | 73,582 | 9,167 | 22.7 |
| 2002(平成14)年度 | 66,741 | 8,586 | 21.4 |
| 2003(平成15)年度 | 59,162 | 7,779 | 20.7 |
| 2004(平成16)年度 | 52,761 | 6,549 | 17.2 |
| 2005(平成17)年度 | 45,090 | 5,687 | 17.3 |
| 2006(平成18)年度 | 38,885 | 5,064 | 15.6 |

資料：生命保険協会・信託協会・全国共済農業協同組合連合会「適格退職年金の契約状況調べ」

(注) 資産の評価方法は、平成15年度まで簿価。平成16年度以降は時価。

⑤ 詳細データ 国民年金基金の基金数・加入員数等の推移

| 年度 | 基金数 | 加入員数(千人) | 資産(兆円) |
|--------------|---------|-----------|--------|
| 2001(平成13)年度 | 72 (25) | 787 (127) | 1.5 |
| 2002(平成14)年度 | 72 (25) | 772 (124) | 1.4 |
| 2003(平成15)年度 | 72 (25) | 789 (126) | 1.8 |
| 2004(平成16)年度 | 72 (25) | 751 (121) | 2.1 |
| 2005(平成17)年度 | 72 (25) | 727 (117) | 2.7 |
| 2006(平成18)年度 | 72 (25) | 693 (112) | — |

資料：厚生労働省年金局調べ、()内は職能型基金で内数。

(注) 1. 資産の評価方法は、時価。

2. 資産残高には国民年金基金連合会分を含む。